ソーシャルインパクトボンド（ＳＩＢ）の手法を用いた

新たながん検診の個別受診勧奨事業に関する協定書

広島県（以下，「甲」という。），●●市（以下，「乙」という。）は，ソーシャルインパクトボンド（ＳＩＢ）の手法を用いた新たながん検診の個別受診勧奨事業（以下，「本事業」という。）を実施するにあたり，相互の連携を強化し，大腸がん検診及び精密検査の受診率向上に向けた取組の推進に関し，次のとおり協定（以下，「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は，協定締結団体それぞれの役割と連携・協力の内容を定め，甲，乙が相互に連携・協力して，本事業を円滑に実施することを目的とする。

（有効期間と解除）

第２条　本協定の有効期間は，本協定の締結日から平成33年3月31日までとする。ただし，甲，乙の協議，承諾により延長することができる。

２　前項の規定にかかわらず，本協定は，甲又は乙の本事業の実施に係る歳入歳出予算が成立しないことが確定した日に終了する。

（役割と連携・協力）

第３条　甲及び乙は，次に掲げる役割に沿った取組を進めるとともに，連携・協力して本事業を実施するものとする。

1. 甲は，本事業を推進するものを1者選定し，選定された者（以下，「受託者」という。）と，成果報酬型業務委託契約を締結するものとする。
2. 乙は，甲が前号で契約を締結した受託者とそれぞれ固定報酬型業務委託契約を締結するものとする。
3. 乙は，甲が前号で契約を締結した受託者とそれぞれ契約する際，原則，甲が提示する業務委託標準仕様書を用いるものとする。ただし，乙が受託者と協議の上，個別に調整することを妨げるものではない。
4. 乙は，甲が受託者への支払いに必要な情報（個人情報を除く）を甲へ提供するものとする。
5. 甲及び乙は，本事業に関する情報（個人情報を除く）を適時に共有し，定期的に意見交換を行い，連携・協力して本事業を実施するものとする。

（その他）

第４条　本協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき又は本協定に定める事項を変更しようとするときは，甲，乙で協議し，その内容を決定するものとする。

本協定の締結を証するため，本書2通を作成し，甲，乙が署名又は押印の上，各自その1通を所持する。

平成●年●月　日

甲　広島県　代表者　広島県知事

湯﨑　英彦

乙　●●市　代表者　●●市長

●●　●●